



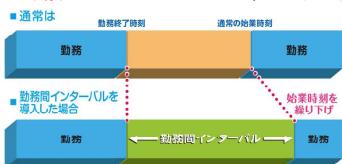
労働率を向上させる取り組みを行い、

「9時間以上11時間未満」または

「11時間以上」の勤務間インターバルを導入した際に、
その費用の一部が助成されるものです。

<勤務間インターバルとは>

勤務終了後、次の勤務までに一定時間以上の「休息時間」を設けることで、働く方の生活時間や睡眠時間を確保し、健康保持や過重労働の防止を図るもので、2018年6月29日に成立した「働き方改革関連法」に基づき「労働時間等設定改善法」が改正され、前日の終業時刻から翌日の始業時刻の間に一定時間の休息を確保することが事業主の努力義務として規定されました（2019年4月1日施行）



出典：厚生労省「勤務間インターバル制度」

Copyright (C) 2021 Fukushima social insurance consultant corporation. All Rights Reserved.

助成対象となる取組（①～⑦のうちいずれか1つ以上を実施）

取組	補助率	具体例等
① 労務管理担当者に対する研修（業務研修を含む）	3/4 合計10万円まで	・外部の講師を招き、職場に対して、労働時間等の設定の改善の必要性等について周知を図るため、研修を実施 ・外部の専門家が開催するセミナーに参加
② 労働者に対する研修（業務研修を含む）、周知・啓発	3/4 合計10万円まで	・労働者に対して、労働時間等の設定の改善の必要性等について周知を図るため、外部の講師を招き研修を実施 ・労働時間等の業務アドバイス会議やワーク、午次有給休暇の取得率の目標設定会議に係る周知を行なう ・時間程度の定期休暇制度の導入等取得しやすい雰囲気づくり等に係る啓発を実施
③ 外部専門家によるコンサルティング	3/4 合計10万円まで	外部専門家による業務体制等の現状の把握、問題点・原因の分析、対策の検討・実施等
④ 就業規則・労使協定等の作成・変更	3/4 合計10万円まで	成果目標の達成に向けた取組を主目的としない就業規則等の作成、変更に係る費用は助成対象となりません
⑤ 人材確保に向けた取組	3/4 合計10万円まで	・求人情報サイトや求人情報誌、新聞等への求人広告の掲載 ・同企業説明会への出展 ・求人パンフレット・ダイレクトメール等の作成

Copyright (C) 2021 Fukushima social insurance consultant corporation. All Rights Reserved.

23

働き方改革推進支援助成金～勤務間インターバル導入コース～



対象となる事業主

支給対象となる事業主は、次のいずれにも該当する中小企業事業主です。

- 労働者災害補償保険の適用事業主であること
- 交付申請時点及び支給申請時点で、**3.6協定**が締結・届出されていること。（令和4年4月1日以後に初めて3.6協定を締結・届出する事業主は対象外）
- 過去2年間に月4.5時間を超える時間外労働の実態があること。（賃金台帳、タイムカード、出勤簿等の提出が必要）
- 年5日の年次有給休暇の取得に向けて就業規則等を整備していること。
・常時10人以上の労働者を使用する対象事業場においては、労働基準法第39条第7項に基づく、時季指定の対象となる労働者の範囲及び時季指定の方法等について、就業規則に記載があること。
・常時10人未満の労働者を使用する対象事業場においては、「年次有給休暇管理簿」（労働基準法施行規則第24条の7にに基づく時季、日数及び基準日を明らかにした書類）を作成していること。
- 以下のいずれかに該当する事業場を有すること。
①勤務間インターバルを導入していない事業場
②既に休息時間数が9時間以上の勤務間インターバルを導入している事業場であって、対象となる労働者が当該事業場に所属する労働者の半数以下である事業場
③すでに休息時間数が9時間未満の勤務間インターバルを導入している事業場

Copyright (C) 2021 Fukushima social insurance consultant corporation. All Rights Reserved.

働き方改革推進支援助成金～勤務間インターバル導入コース～



対象変更

支給対象となる事業主は、次のいずれにも該当する中小企業事業主です。

- 労働者災害補償保険の適用事業主であること
- 交付申請時点及び支給申請時点で、**3.6協定**が締結・届出されていること。（令和4年4月1日以後に初めて3.6協定を締結・届出する事業主は対象外）
- 過去2年間に月4.5時間を超える時間外労働の実態があること。（賃金台帳、タイムカード、出勤簿等の提出が必要）
- 年5日の年次有給休暇の取得に向けて就業規則等を整備していること。
・常時10人以上の労働者を使用する対象事業場においては、労働基準法第39条第7項に基づく、時季指定の対象となる労働者の範囲及び時季指定の方法等について、就業規則に記載があること。
・常時10人未満の労働者を使用する対象事業場においては、「年次有給休暇管理簿」（労働基準法施行規則第24条の7にに基づく時季、日数及び基準日を明らかにした書類）を作成していること。
- 以下のいずれかに該当する事業場を有すること。
①勤務間インターバルを導入していない事業場
②既に休息時間数が9時間以上の勤務間インターバルを導入している事業場であって、対象となる労働者が当該事業場に所属する労働者の半数以下である事業場
③すでに休息時間数が9時間未満の勤務間インターバルを導入している事業場

※原則として、パソコン、タブレット、スマートフォンは対象となりません。

Copyright (C) 2021 Fukushima social insurance consultant corporation. All Rights Reserved.

24

働き方改革推進支援助成金～勤務間インターバル導入コース～



助成率と上限額

最大100万円

（賃金加算の場合：最大340万円）

対象となる事業主	成果目標	休息時間数(※5)	助成率(※6)	1企業当たりの上限額
1.新規導入（勤務間インターバルを導入していない事業場）	新規に所属労働者の半数を超える労働者を対象とする勤務間インターバルを導入すること	9時間以上 11時間未満	3/4	80万円
		11時間以上	3/4	100万円
2.対象労働者の拡大（既に休息時間数が9時間以上の勤務間インターバルを導入している事業場で、対象となる労働者が当該事業場に所属する労働者の半数以下である事業場）	対象労働者の範囲を拡大し、所属労働者の半数を超える労働者を対象とすること	9時間以上 11時間未満	3/4	40万円
		11時間以上	3/4	50万円
3.休息時間の延長（既に休息時間数が9時間未満の勤務間インターバルを導入している事業場）	所属労働者の半数を超える労働者を対象として、休息時間数を2時間以上延長して、9時間以上とすること	9時間以上 11時間未満	3/4	40万円
		11時間以上	3/4	50万円

※5 事業実施計画で指定した事業場に導入する勤務間インターバルの休息時間数のうち、最も短いものを指します

※6 常時使用する労働者数が30名以下かつ⑥からの支給対象の取組を実施する場合で、その所要額が30万円を超える場合の補助率は4/5となります

Copyright (C) 2021 Fukushima social insurance consultant corporation. All Rights Reserved.

働き方改革推進支援助成金～勤務間インターバル導入コース～



【活用例】

A調剤薬局 様

取り組みの内容

- ・全社に、勤務間インターバル（11時間）を新規導入
- ・対象店舗に小型分包機（錠剤などを服用分毎に小分けする機械）の追加導入



取り組みの成果

- ・從来1台だった分包機を2台にすることにより、一時に並行して複数の分包を行うことができるようになり、労働時間の短縮が図られた。
- ・労働時間の短縮を実現し、勤務間インターバルを確保することができた。

助成内容

設備導入費用 1,080,000円（税抜）について

助成額 864,000円

【活用例】

土木建設業 B建設 様

取り組みの内容

- ・勤務間インターバル（11時間）を新規導入
- ・コクシート分割機の導入



取り組みの成果

- ・コンクリート構造物等の解体時に、重機と人力を併用し、鉄筋・鉄骨の切断や破砕は人力とする工法をとっていたが、コンクリート割砕機を導入したことで、重機で鉄筋コンクリートや鉄骨に圧力をかけ、破碎や切断ができるようになり、業務効率化が向上した。
- ・労働時間の短縮を実現し、勤務間インターバルを確保することができた。

助成内容

設備導入費用 1,650,000円（税抜）について

助成額 1,000,000円（上限額）

働き方改革推進支援助成金～勤務間インターバル導入コース～



【助成上限額の加算】

引上げ人数	3%引上げ 上限加算額	5%引上げ 上限加算額
1～3人	15万円	24万円
4～6人	30万円	48万円
7～10人	50万円	80万円
11～30人	1人当たり5万円 (上限150万円)	1人当たり8万円 (上限240万円)

【活用の流れ】

導入する機器のカタログや見積書、相見積書等（※7）を入手し、
導入時期や改善内容を計画する

労働局へ

交付（計画）申請

1～3ヶ月

交付決定（計画の認定）

（※7）申請を行う際には、その事業に係わる経費が真正なものであることを証明するため、対象の製品等について、複数の見積書（相見積）の添付が必要です。

また、見積書、相見積書の提出は同一の製品等であること、見積書の有効期限が切れていないと注意しましょう。

就業規則

労働局へ

支給申請

交付申請期限は2022年11月30日

国の予算額に制約されるため、11月30日以前に受付が締め切られる場合があります。

Copyright (C) 2021 Fukushima social insurance consultant corporation. All Rights Reserved.

21

Copyright (C) 2021 Fukushima social insurance consultant corporation. All Rights Reserved.

25